

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年4月9日 10時00分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島南方沖 湯島港8号防波堤北灯台から真方位184° 1.3海里付近 (概位 北緯32° 34.6′ 東経130° 19.9′)
事故の概要	プレジャーボート第32勝栄丸は、西北西進中、また、漁船藤丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年5月14日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 第32勝栄丸、2.62トン 293-39236熊本、有限会社勝栄海運 B 漁船 藤丸、1.1トン NS3-401708（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 操舵室上部構造物右舷側に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、友人2人を乗せ、手動操舵により約6～7ノットの対地速力で西北西進中、船首浮上により正船首方から左右に約10度ずつの死角（以下「船首死角」という。）が生じた状況下、船長Aが右舷船首方に認めた船舶の動きを見ながら航行していたところ、船首死角に入っていたB船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を北東方に向けて漂流しながら一本釣り漁を行っていたところ、船長Bが、右舷船首方に接近してくるA船を認めたが、いずれB船を避けてくれると思い、漂流を続け、更にA船が速力を落とさずに接近したので、衝突の危険を感じ、機関を前進としたものの、A船と衝突した。
分析	A船は、西北西進中、船長Aが、船首方に死角が生じた状態で航行を続けたことから、船首死角に入っていた漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂流中、船長Bが、接近してくるA船を認めた際、いずれ避けてくれると思い、漂流を続けたことから、接近するA船に危険を感じて機関を前進としたものの、A船と衝突したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、A船が西北西進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方に死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Bが、接近してくるA船を認めた際、いずれ避けてくれると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中、船首方に死角が生じている場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。</li><li>・漂流中、接近してくる他船を認めた場合、他船が避けてくれると思わず、速やかに注意を喚起するとともに、十分に余裕のある時機に機関を使用して移動すること。</li></ul>